

## 第 1 1 1 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者等評価委員会）

第 1 1 条 指定管理者及び区が行う学童保育室の管理に関する業務が適正に行われているかを評価するため、区長の附属機関として足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 8 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

別表足立区立西保木間児童館学童保育室の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会	日額 2 万 1 , 0 0 0 円
----------------------	--------------------

( 提案理由 )

指定管理者等評価委員会を設置するとともに、西保木間児童館学童保育室を住区センター学童保育室に変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。